

# 介護職員等による喀痰吸引等研修実施要項（第3号研修）

NPOあいの実

## 1 目的

介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）の施行に伴い、たん吸引等の特定行為を要する地域で暮らす重度障害者に対し、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行なうことができる介護職員等を養成すること。

## 2 実施スケジュール

### (1) 基本研修（講義・演習） 2日間

1日目 喀痰吸引 10:00～17:30（休憩1時間）

2日目 経管栄養 10:00～16:30（休憩1時間）

基本研修カリキュラムは、講義(8時間)、評価(30分)、及び演習(約3時間)により構成されており、約一日半ですべての研修課目を修了できるようになっています。尚、利用者が必要とする行為や受講申込者のこれまでの研修の履修状況等により受講する課目が異なります。

\*研修カリキュラムについては、別紙1をご参照ください。

#### ※免除課目

- (ア) 重度障害児・者等の地域生活等に関する講義（2時間）
- (イ) 喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義並びに緊急時の対応及び危険防止に関する講義（喀痰吸引3時間）
- (ウ) 上記科目の修得程度の審査（筆記試験）
- (エ) 喀痰吸引等に関する演習（シミュレーター演習1時間）

#### ※対象者

平成23年11月11日厚生労働省社会・援護局長発令社援1111第1号による

- (ア) 平成22年度実施「介護職員等によるたんの吸引等実施のための試行事業（特定の者対象）」の研修修了者
- (イ) 「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等実施のための研修事業（特定の者対象）」の研修修了者
- (ウ) 「ALS（筋委縮性側索硬化症）患者の在宅医療支援について」に基づくたんの吸引の実施者
- (エ) 「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取り扱いについて」に基づくたんの吸引の実施者
- (オ) 「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取り扱いについて」に基づくたんの吸引等の実施者

#### ※免除対象者の申し込み

受講申込書に、該当する研修の修了証明書等の写しを添付の上、お申し込みください。

### (2) 実施研修

基本研修から一ヶ月以内を目安に、利用者・指導者（医師・看護師）と調整の上、随時実施してください。

### 3 研修会場

基本研修（講義・演習）

あいの実 北中山事務所

〒981-3215 仙台市泉区北中山4丁目33-13

※駐車場に限りがありますので、可能な方は乗り合わせをお願い致します。

実地研修

各対象者の居宅で、指導者のもと、各自研修を行います。

### 4 研修申込・受付方法

#### (1) 申込方法

- 1 あいの実までお電話にてご連絡ください。（定員に達した場合、次の開催までお待ち頂く場合もございます）
- 2 電話受付後、(2) 記載の提出書類を郵送してください。
- 3 封筒表に朱書きで「たん吸引（特定の者）研修申込書在中」とお書きください。

#### (2) 提出書類

- 1 「受講申込書」…当ホームページよりダウンロードしてお使いください。
- 2 「チェック表」…当ホームページよりダウンロードしてお使いください。
- 3 既に基本研修を修了している方は、受講証明書又は修了証明書又は認定証の写し
- 4 送付先を明記し、82

円切手を貼付した返信用封筒（長3）2枚

#### (3) 申込先

特定非営利活動法人 あいの実

〒981-3215 仙台市泉区北中山4丁目33-13

### 5 受講対象者

介護福祉士、障害者(児)サービス事業所及び障害者(児)施設に就業している介護職員等(介護福祉士含む)や、特別支援学校の教員、保育士等、特定の利用者に対して喀痰吸引等の行為を行う必要のあるもの。

ただし、下記に掲げるものについては、受講対象者から除きます。

- (1) 勤務している事業所が、たんの吸引を業として行なう（登録事業者となる）予定がない場合
- (2) 医療機関（病院・診療所）、介護療養病床、肢体不自由児施設・重度心身障害児施設に勤務する職員
- (3) 「不特定の者」に対して、たんの吸引等を行うことを希望する介護職員等
- (4) 本研修課程(実地研修)において、協力頂くことに利用者からの同意が得られていない場合
- (5) 本研修課程(実地研修)において、協力頂くことになる指導者(※)が確保できていない場合  
※指導者とは…医師・看護師（准看護師は除く）・保健師・助産師。実地研修において、介護職員等の指導者となるために、厚生労働省が定める「マニュアル」により別途自己学習を修了した者等。
- (6) 利用者主治医からの「喀痰吸引指示書」がない場合

## 6 受講定員

各10名

## 7 受講料

受講料の詳細については、別紙2をご参照ください。

※テキストについてはあいの実のホームページより各自ダウンロード、もしくはあいの実で用意したものを2,730円にて購入（その場合事前に申し込みが必要）。

## 8 研修費用納入方法

### (1) 基本研修を受講する場合

基本研修受講日当日、現金でお支払いください。領収書を発行致します。

### (2) 実地研修のみ受講する場合

受講日までに現金書留にて、あいの実へ受講料を納付してください。

修了証明書と共に、領収書を発行致します。

## 9 受講の取り消し

研修を欠席、または、20分以上遅刻した者については、受講を取り消したものとして取り扱います。当日は受講できませんので、改めて受講申込をして頂く必要があります。

## 10 修了証明書の交付

全てのカリキュラムを履修された方に、修了証明書を交付致します。欠席者や遅刻者には、原則交付致しません。

尚、補講については、欠席及び遅刻の理由等を勘案して研修委員会にて決定します。

### 11 個人情報の取り扱いについて

受講者から申し込み時に寄せられた個人情報については、本研修の運営及び修了者名簿作成のために使用し、それ以外には使用しません。

### 12 受講中の事故について

保険にて対応。

### 13 研修責任者

特定非営利活動法人あいの実 副理事 山内 梅子

連絡先 022-346-1730

特定非営利活動法人あいの実

### 14 苦情等連絡先及び対応

苦情については、研修責任者までお願いします。

苦情対応につきましては、研修責任者が責任を持って申し出の方が納得されるように対応（説明・改善等）致します。

## 別紙 1

### 基本研修カリキュラム（経管食研修のみ受講される方は2日目のみとなります）

〈1日目〉

時間	課目	内容
2時間	・概論 (重度障害者・児等の地域生活等に関する講義)	・障害者自立支援法と関係法規 ・利用可能な制度 ・重度障害者・児等の地域生活等
3時間	・痰の吸引(講義)	・呼吸について ・呼吸異常時の症状、緊急時対応 ・人口呼吸器について ・人口呼吸器に係る緊急時対応 ・喀痰吸引概説 ・口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引 ・喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応 ・喀痰吸引の手順、留意点 等
15分	・痰の吸引(評価)	筆記試験
1時間30分	・痰の吸引(演習)	・喀痰吸引(口腔内) ・喀痰吸引(鼻腔内) ・喀痰吸引(気管カニューレ内部)

※演習は2グループに分かれ、講師1名に対し5名にて行う。

〈2日目〉

時間	課目	内容
3時間	・経管栄養(講義) 喀痰吸引等を必要とする重度障害者・児等の障害及び支援に関する講義 緊急時の対応及び危険防止に関する講義	・健康状態の把握 ・食と排泄(消化)について ・経管栄養概説 ・胃ろう(腸ろう)と経鼻経管栄養 ・経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応 ・経管栄養の手順、留意点 等
15分	・経管栄養(評価)	筆記試験
1時間30分	・経管栄養(演習)	・経管栄養(胃ろう・腸ろう) ・経管栄養(経鼻)

※演習は2グループに分かれ、講師1名に対し5名にて行う。

## 研修費用について

## ＜研修の受講パターン＞

パターン1…基本研修（吸引・経管栄養）の受講と利用者1名分実地研修

パターン2…基本研修の経管栄養のみの受講と利用者1名分実地研修

パターン3…2号資格をお持ちの方の基本研修の受講

パターン4…基本研修（吸引・経管栄養）の受講

パターン5…基本研修（経管栄養のみ）の受講

パターン6…実地研修のみ（利用者1名分の料金）

パターン	基本研修			実地研修費		合計
	吸引・経管 10,500円	吸引のみ 7,350円	経管のみ 7,350円	基本料金 8,375円 (交通費500円を含む)	事務手数料 2,625円	
1	○	—	—	○	○	21,500円(税込)
2	—	—	○	○	○	18,350円(税込)
3	○	—	—	—	—	5,250円(税込)
4	○	—	—	—	—	10,500円(税込)
5	—	—	○	—	—	7,350円(税込)
6	—	—	—	○	○	11,000円(税込)

## [保険に関すること]

賠償責任保険に関しては、事業所がお入りになっている保険が実地研修もカバーするものかどうかをご確認ください。カバーしない場合、利用者1名毎に保険料が別途発生します。

利用者5名の実地研修お申し込みの場合、保険料は一名につき2,000円となります。

## [指導者に関すること]

実地研修の指導者へは、利用者1名につき8,375円を指導料としてあいの実よりお支払い致します。

指導者が同法人内にいる場合などで指導料が発生しない場合には、事務手数料(2,625円)のみのお支払となります。